

を行うものとする。

#### 17-4 起業地の範囲の検討

1. 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区间に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。
2. 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、調査職員と協議するものとする。

#### 17-5 事業認定申請図書の作成方法

1. 事業認定申請図書は、法第18条及び法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第2条並びに第3条に定めるところに従うほか、調査職員が別途指示する「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付13農振第3155号）」別記（I）用地調査等共通仕様書「別記12」の事業認定申請書等作成要領等により作成するものとする。

#### 17-6 事前審査用資料の作成方法

発注者が事業認定機関と事業認定申請に先立って行う事業認定申請図書の事前審査用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとする。この場合において、事前審査に必要と認める参考資料を併せて作成するものとする。

#### 17-7 事前審査用資料の提出

受注者は、前条の事前審査用資料の作成が完了したときは、速やかに、調査職員に当該資料を提出するものとする。

#### 17-8 本申請図書の作成

事業認定機関との事前審査の完了に伴う本申請図書の作成は、調査職員の指示により事前審査用資料を修補し、又は補足資料を整備して行うものとする。

#### 17-9 裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の提出

裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の作成を完了したときは、速やかに調査職員に当該成果物を提出するものとする。

### 第18章 物件調書の作成

#### 18-1 物件調書の作成

受注者は、第6章及び第7章に定める業務の成果物より物件調書を作成するものとする。

### 第19章 保安林解除等申請図書の作成

#### 19-1 保安林解除等申請図書の作成

1. 保安林解除等申請図書の作成とは、保安林解除申請図書及び国有林野の使用申請図書の作成をいうものとする。

2. 保安林解除申請図書作成とは、森林法（昭和26年法律第249号）第27条及び同法施行規則（昭和26年8月1日農林省令第54号）第17条に規定する保安林解除の手続きに要する関係書面を作成することをいうものとする。
3. 国有林野の使用申請図書の作成とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第2416号）第7条及び同法施行規則（昭和26年6月23日農林省令第40号）第14条に規定する国有林野の使用申請手続きに要する関係書面を作成することをいうものとする。

#### **19-2 事業計画の説明**

保安林解除等申請図書の作成に当たっては、当該保安林解除等申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について調査職員から説明を受けるものとする。

#### **19-3 現地踏査**

保安林解除等申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、保安林解除等申請に係る現地の踏査を行うものとする。

#### **19-4 保安林解除等申請図書の作成方法**

保安林解除等申請図書は、森林法第27条及び同法施行規則第17条並びに国有林野の管理経営に関する法律第7条及び同法施行規則第14条に定めるところに従うほか、「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付13農振第3155号）」別記（I）用地調査等共通仕様書「別記13」の保安林解除等申請図書作成要領及び調査職員の指示により行うものとする。

### **第20章 完了図書の作成**

#### **20-1 完了図書の作成**

1. 完了図書の作成とは、県営土地改良事業、県管理地すべり対策事業及び県管理海岸保全事業の完了に伴い必要となる工事完了届の事業成績書を構成する図書を作成することをいうものとする。
2. 県営土地改良事業の完了図書については、次の各号に掲げる調書等を作成するものとする。

##### **(1) 事業出来形調書**

- ① 事業年度別決算表
- ② 出来型内訳書
  - ア 工事費内訳書
  - イ 用地費及び補償費内訳書

##### **(2) 土地改良財産調書**

- ① 土地改良施設整理台帳
  - ア 工作物の部（総括表）
  - イ 工作物の部